

平成26年度事務事業評価シート						取組みコード	33222
区分	事務事業	担当課	高齢介護課	作成日	平成26年5月19日		
事業名	ねたきり高齢者等援護事業費		開始年度	昭和63年度・平成11・12年度	予算科目	3.1.4.3.2	

1. 事業の概要

総合計画での位置づけ			
部	第3部 健康でゆとりとふれあいのまちづくり	章	第3章 ゆとりと生きがいのある高齢者施策の推進
節	第2節 高齢者保健福祉の充実	基本施策	2 介護予防の推進
取組みの基本方向			
寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している家族の負担軽減を図ります。			
根拠法令等	①愛川町短期ホームケア事業実施要綱 ②愛川町高齢者緊急一時保護事業実施要綱 ③ねたきり高齢者等寝具丸洗い殺菌乾燥事業実施要綱		
目 的	(誰・何を対象に、何のために) 寝たきり・認知症・要介護等の家族に対する介護負担の軽減及び生活の安定を図ること。		
内容・方法	(何を行っているのか) ①要介護者及び要支援者で、介護保険給付の利用上限を超えて短期入所生活介護利用の必要が生じた者を対象とし、短期ホームケアを提供する(提供日数 要支援1・2:18日、要介護1・2:13日、要介護3・4:7日、要介護5:6日) ②要介護・要支援認定を受けた者や65歳以上の高齢者で、加齢、虚弱等の身体的理由又は社会的理由により日常生活を営むのに支障がある者を対象に、5日間を限度として緊急時一時的に介護保険施設に保護する。ただし虐待による一時保護の日数は、町長が必要と認める期間とし、家族等の承諾の有無は、問わない。 ③65歳以上のねたきり・認知症の高齢者を対象で希望のあった方に、年間3回、掛敷布団・毛布の丸洗いを1回に5枚を限度として実施している。		

2. 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標	指標名		平成21年度	平成28年度			
	『高齢者保健福祉の充実』について「満足」と感じる住民の割合		30.4パーセント	40.0パーセント			
(A)総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果			高齢者を抱える家族とその高齢者のために、一時的な保護等を行い、当該家族の生活の安定と高齢福祉の向上を図り、介護者の負担を軽減する。				
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度(H23年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期ホームケア・緊急一時利用人数	増	利用者が増えることにより、介護者である家族の負担が軽減される。 ※計画値は予算見積による	計画値		20.0	20.0	20.0
			実績値	17.0	21.0	19.0	
			達成度※自動計算		105.0	95.0	0.0
(B)成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動		委託している介護保険施設への周知					
(B)の活動状況を測るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度
説明会の開催	増	対象者を支援している施設に周知することにより、必要な方の適切な利用へとつながる。	計画値		1.0	2.0	2.0
			実績値		1.0	2.0	
			達成度※自動計算		100.0	100.0	0.0

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3. 事業費の推移と財源内訳

3. 事業費の推移と財源内訳			(E) 平均人件費(円/年)	8,300,000	
年 度		基準年度(決算) (H23年度)	平成24年度(決算)	平成25年度(決算見込)	平成26年度(予算)
(A) 事業費(円)		1,385,202	615,750	621,028	615,000
(B) 概算職員数(人)		0.160	0.150	0.150	0.150
(C) = (B) × (E) 人件費(円) ※自動計算		1,328,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
(D) = (A) + (C) 総事業費(円) ※自動計算		2,713,202	1,860,750	1,866,028	1,860,000
単位当たりコスト※自動計算		159,600.1	88,607.1	98,212.0	
財源内訳 (円)	特定財源	国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	一般財源※自動計算		2,713,202	1,860,750	1,866,028

4. 事業の項目別評価(分析)

項 目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	法令等で義務付けられた事業である。		B
	民間サービスで同様の事業は実施されていない。市場原理に委ねることができない。		
	国や県において同類種の事業が実施されていない。	○	
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの変化がない。		
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている。	○	
	受益に応じた負担は適正である。	○	
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である。		
	町民の日常生活に必要な不可欠な事業である。	○	
上記のいずれにも当てはまらない。			
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成25年度の目標を達成している	×	B
	基準年度と比較して成果が向上している	○	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用減、成果アップ	A
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	間接的	B
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高い	
総合評価 ※自動判定		改善の余地がある	

5. 特記事項

6. 自己評価(担当課)

評価結果	☐ 現状維持	☐ 拡 充	☒ 改 善	☐ 縮 小	☐ 再 構 築	☐ 廃 止
理由	ねたきり高齢者等寝具丸洗い殺菌乾燥については、名簿の登録者が少なく、周知方法の改善が必要なため。					
今後の方向性	本事業の実施により、介護負担の軽減が図られているが、必要な方がより広く利用していただけるような周知方法を検討する。					

7. 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	☐ 現状維持	☐ 拡充	☒ 改善	☐ 縮小	☐ 再構築	☐ 廃止
今後の方向性に係る意見等	所管課の方向性のとおり					

8. 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	☐ 現状維持	☐ 拡充	☒ 改善	☐ 縮小	☐ 再構築	☐ 廃止
今後の方向性に係る意見等	より多くの住民が本事業を活用できるよう、制度への周知の検討や、自発的に申し出ができない方への積極的な働きかけなど、業務改善に向けた取り組みを行う必要がある。					

9. 2次評価(実施のない場合は1次評価)を踏まえた対応案(担当課)

サービス利用者及び介護者がいる寝たきり高齢者や認知症高齢者に対し、民生委員や地域ケア会議など施設関係者への周知・啓発を行い、寝たきり・認知症高齢者の名簿登録を積極的に行う。
また、広報やホームページでも寝具丸洗い殺菌乾燥事業のPRを図り、本事業を利用していただき、介護者である家族の負担軽減につなげる。

10. 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	☐ 現状維持	☐ 拡 充	☒ 改 善	☐ 縮 小	☐ 再 構 築	☐ 廃 止
理由・改善方針	所管課の対応案のとおり、各種会議等の場を通じて関係者、関係機関への周知啓発を行うとともに、広報やホームページへ掲載し、制度の利用促進及び支援を必要とする方の名簿登録の促進を図るものとする。					